

福祉の手引き



平成 30 年 10 月 発刊

三 笠 市

総目次

第1章 児童、母子・父子福祉等

第2章 障害者（児）福祉

第3章 障害福祉サービス等（障害者総合支援法）

第4章 高齢者福祉

第5章 介護保険

第6章 生活の援護

第7章 医療保険と年金

第8章 社会福祉協議会

目 次

お問い合わせ先の住所・電話番号一覧

第1章 児童、母子・父子福祉等

1 妊産婦の健康管理等	1
2 児童の医療費助成等	1
3 児童等の各種健康診査等	2
4 児童手当	3
5 児童の援護	3
6 児童の保育等	4
7 母子・父子・寡婦家庭の福祉	5
8 シングルマザー安心サポート事業	7
9 ひとり親家庭自立支援給付金事業	7
10 ガンバレ子育て応援事業	8

第2章 障害者(児)福祉

1 手帳の交付	10
2 年金・手当	10
3 貸付金等	11
4 医療費の助成	11
5 その他の助成	12
6 各種相談と療育事業等	13
7 障害福祉サービス等(障害者総合支援法)	13
8 福祉施設	13
9 障害者の就職対策	14
10 税法上の軽減等	15
11 公共料金の割引・減免	16
12 各種選挙における郵便等による不在者投票	18

第3章 障害福祉サービス等(障害者総合支援法)

1 障害福祉サービス・障害児通所支援	19
2 自立支援医療制度	22
3 補装具費支給制度	22
4 地域生活支援事業	23

第4章 高齢者福祉

1 福祉施設	24
2 生きがい対策	24
3 生活の保障	25
4 介護保険	25
5 高齢者等のサービス	26
6 健康と医療	27

第5章 介護保険

1 介護保険の加入者等	30
2 サービス利用までの流れ	30
3 サービスの種類	32
4 地域包括支援センター	35
5 利用者負担の軽減制度	35

第6章 生活の援護

1 生活保護	38
2 自立更生のための資金	38
3 就学援助	39
4 生活困窮者自立支援制度	39
5 日常生活自立支援事業	39

第7章 医療保険と年金

1 医療保険	40
2 国民年金	42

第8章 社会福祉協議会

1 社協ケアプラン相談センター	49
2 三笠市ボランティアセンター	49
3 生活支援体制整備事業	50
4 生前遺影撮影事業	50
5 よろず相談所	50
6 老人福祉	50
7 心身障害者福祉	50
8 地域住民福祉	51

改訂履歴

お問い合わせ先の住所・電話番号一覧

【市関係】

係 名	電話番号	住 所
三笠市役所	2-3181	幸町2番地
税務財政課 市税係	2-3186	
市民生活課 市民年金係	2-3187	
市民生活課 保険医療係	2-3188	
市民生活課 介護保険係	2-3611	
政策推進課 定住対策係	2-3182	
選挙管理委員会事務局	2-3195	
福祉事務所	2-3995	
福祉総務係		
子ども子育て支援係		
保護係		
三笠保育所	2-3014	若松町14番地1
三葉保育所	3-1449	萱野127番地9
児童館	2-8200	若草町404番地
子育て支援センター	2-2067	
ふれあい健康センター	3-2010	高美町444番地
保健福祉課 福祉係		
保健福祉課 健康係		
保健福祉課 地域包括ケア推進係		
地域包括支援センター 地域包括支援係		
教育委員会		若草町404番地
学校教育課 学校教育係	2-2197	
社会教育課 生涯教育係	2-3591	

【国・道関係】

係名	電話番号	住所
空知総合振興局 総合案内窓口	0126-20-0200	岩見沢市8条西5丁目
保健環境部（岩見沢保健所）	0126-20-0100	
岩見沢年金事務所 お客様相談室	0126-38-8000 0126-38-8001	岩見沢市9条西3丁目
北海道立心身障害者総合相談所	011-613-5401	札幌市中央区円山西町2丁目1-1
北海道障害者職業能力開発校	0125-52-2774	砂川市焼山60番地2
ハローワーク岩見沢（公共職業安定所）	0126-22-3450	岩見沢市5条東15丁目
岩見沢税務署	0126-22-0810	岩見沢市2条東4丁目5番地1

【その他関係】

係名	電話番号	住所
三笠郵便局	3-2363	高美町1番地7
社会福祉協議会	2-3151	若草町280番地2
高齢者事業団シルバー人材センター	3-1600	
老人福祉センター	3-1900	
三楽荘（養護老人ホーム）	2-2036	清任町112番地5
ことぶき荘（特別養護老人ホーム）	2-2146	
北海道盲導犬協会	011-582-8222	札幌市南区南30条西8丁目1-1

第1章 児童、母子・父子福祉等

1 妊産婦の健康管理等

(1) 母子健康手帳

妊娠とわかったら、できるだけ早く医師（助産師）の診察を受け、妊娠届を出して母子健康手帳を受け取り、健全な赤ちゃんの出産に備えて健康指導を受けてください。

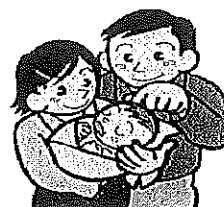
なお、母子健康手帳の交付は事前に電話等で問い合わせください。

【問い合わせ 保健福祉課健康係】

(2) 妊婦健診受診票の交付

妊婦に必要な定期健診時の健診料金を一部補助するための受診票を母子健康手帳交付時に交付しています。

【問い合わせ 保健福祉課健康係】



(3) 妊産婦の援護

お産が必要であるが経済的理由により、入院助産を受けることができない場合はご相談ください。

【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

2 児童の医療費助成等

所得状況などによって自己負担があり、指定された病気（未熟児の養育医療、身体障害児の医療、結核児童の療育給付、小児慢性特定疾患）については、病院の指定があります。

項目	内容	問い合わせ
乳幼児等医療費助成制度	小学校就学前の児童の通院、入院医療費と小学生の入院のみが助成されます。 ※所得制限があります。 【助成内容】 ・3歳未満の児童と市民税非課税世帯の医療費の自己負担分（初診時一部負担金を除く）は、市が負担します。 ・上記以外の方は、医療費の1割が自己負担となります。 ・医療費の月額上限が、入院57,600円、通院18,000円を超えた場合は、超えた分を高額医療費として市が支払いします。	市民生活課保険医療係
未熟児の養育医療	身体の発達が未熟なままに生まれ（出生体重が2,000g以下等）、入院を必要とする赤ちゃんに対し、治療費の援助があります。	保健福祉課健康係
結核児童の療育給付	児童（18歳未満）が結核にかかったときは、指定療育機関で入院・療養しながら児童の症状に応じ、学習指導を行い、義務教育を終了することができ、日常必要な物品や学習用品も給付され、医療費の援助もあります。	岩見沢保健所保健係
小児慢性特定疾患	小児ガン、血液病、小児慢性疾患等にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする病気について医療費の援助があります。	岩見沢保健所企画係
障害児の医療費助成	第3章障害福祉サービス等（障害者総合支援法）の2自立支援医療制度を参照してください。	保健福祉課福祉係

3 児童等の各種健康診査等

【問い合わせ 保健福祉課健康係】

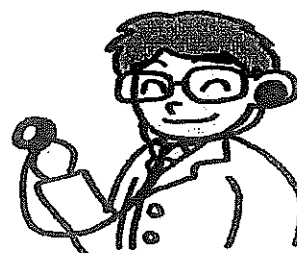
(1) 健康診査

項目	内容
4 か月児・6 か月児健康診査	生後 4 か月と 6 か月の乳児を対象に毎月ふれあい健康センターで実施しています。
1 歳 6 か月児健康診査	生後 1 歳 6 か月～1 歳 8 か月児を対象にふれあい健康センターで実施しています。 〔内科・歯科医師診察、身体計測、運動・心・ことばの発達等〕
3 歳児健康診査	満 3 歳になった幼児を対象に、ふれあい健康センターで実施しています。 〔内科・歯科医師診察、身体計測、運動・心・ことばの発達等〕
歯科検診	満 1 歳 6 か月～就学前の幼児を対象に、市内の歯科医療機関で実施しています。 〔むし歯のチェック、フッ素塗布等〕

(2) 予防接種

■乳幼児に受けていただく予防接種

- ・BCG（結核）
- ・四種混合（小児マヒ、百日ぜき、ジフテリア、破傷風）
- ・MR（麻しん、風しん）
- ・Hi b（インフルエンザ菌b型）
- ・肺炎球菌
- ・水痘（みずぼうそう）
- ・日本脳炎
- ・B型肝炎



(3) 乳幼児健康相談

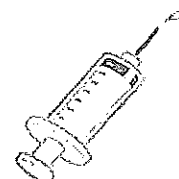
乳幼児を対象に毎月ふれあい健康センターで実施しています。お気軽にご相談ください。

(4) インフルエンザ予防接種費用助成事業

高校生以下の方を対象に、インフルエンザのワクチン接種費用を全額助成しています。

(5) 中学生ピロリ菌検査除菌事業

中学 2、3 年生を対象に、ピロリ菌の検査及び除菌費用を全額助成しています。



4 児童手当

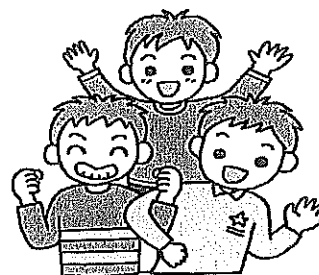
【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

■支給対象

中学校3年生まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

■支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上 小学校修了前	10,000 円 (第3子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給します。
 ※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

5 児童の援護

(1) ことばの教室

ことばの発達が遅れている幼児・児童を対象にことばの訓練を行っています。保護者もいっしょに参加します。

【問い合わせ 教育委員会学校教育課学校教育係】

(2) 児童福祉施設等

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童については、児童相談所が一時保護をしたり、次のような施設で養育されます。

施設名	内 容	問い合わせ
乳児院	やむを得ない事情により、家庭で育てることができない乳児（保健上などの理由により必要がある場合は、2歳まで）を保護者に代わって養育するところです。	福祉事務所子ども子育て支援係
児童養護施設	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他やむを得ない事情により家庭で育てることができない児童を保護者に代わって養護し、自立を支援する施設です。乳児院の対象を除き、満18歳まで入所できます。	福祉事務所子ども子育て支援係
里親	家庭に恵まれない児童の養育に熱意があり、知事の認可を受けた里親の家庭で育てていただきます。里親になられたい方の相談も受けています。	福祉事務所子ども子育て支援係
児童自立支援施設	非行や家庭環境などの理由により、生活指導などを必要としている児童に、学習や生活の指導を行い、自立を支援する施設です。	福祉事務所子ども子育て支援係

6 児童の保育等

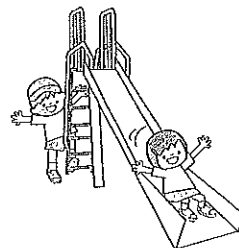
【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

(1) 保育所

両親が働いているなど、昼間の保育に欠ける未就学児のための保育所があります。障害児保育などの特別保育も行っています。

保護者の世帯の所得、入所児童の年齢により負担（保育料）があります。

保育所名	定員	住所	電話番号
三笠保育所	60人	三笠市若松町 14-1	2-3014
三葉保育所	45人	三笠市萱野 127-9	3-1449



■保育の内容

項目	内容等 【 】内は追加料金	受入保育所
通常保育	標準時間：7時30分～18時30分 ・ 短時間：8時～16時	三笠・三葉保育所
延長保育	保育標準時間認定を受けた場合： 7時～7時30分【120円】・18時30分～19時【120円】	三笠・三葉保育所 ※要事前予約
	保育短時間認定を受けた場合： 7時～8時【120円】・16時～19時【1時間ごとに120円】	
乳児保育	7か月以上の乳幼児	三笠・三葉保育所
障害児保育	集団保育をすることで成長の発達を図る。（概ね3歳以上）	三笠・三葉保育所
一時保育	急病など緊急に家庭保育ができない場合（2歳児以上） 【年齢、時間により800円から3,200円】	三笠・三葉保育所 ※要事前予約

(2) 児童館の設置（愛称は「ぴころわらべ」）

「児童館」とは、健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊にすることを目的とした施設です。

また、児童館では放課後児童クラブ、子育て支援センター等の事業を実施しています。

■児童館

就学前の児童（母親同伴）、小学生、中学生に一般開放しています。

場 所	三笠市若草町 404 番地（旧若草保育所）		【問い合わせ】 児童館 Tel.2-8200
開館日・ 開館時間	就学前の児童 （母親同伴）	月曜日、水曜日、木曜日 通年：午前9時～正午	
	小学生 中学生	月曜日～金曜日 4月～9月：午後1時～午後5時 10月～3月：午後1時～午後4時30分	
		土曜日 4月～9月：午前9時～正午・ 午後1時～午後5時 10月～3月：午前9時～正午・ 午後1時～午後4時30分	
使用料	無料		

■放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の就学児童が対象です。

実施場所	三笠市若草町404番地 【児童館びこころわらべ内】	三笠市本郷町485-1 【三笠小学校内】	【問い合わせ】 児童館 TEL2-8200
実施時間	4月～9月：児童の下校時～午後5時 10月～3月：児童の下校時～午後4時30分 (保護者等が迎えに来る場合は、通年午後6時30分まで) ※ただし土曜日は午前8時からとなります。		
定員	40名	30名	
利用料	月額 3,000円		

■子育て支援センター事業

【問い合わせ 児童館内 子育て支援センター】

子育てに関する事業などを実施しています。

事業名	内容
子育て相談	来館、電話等による子育て相談の実施
あかちゃんひろばの開催	1歳未満のあかちゃんとお母さんが対象で、お母さん同士の情報交換の場
ちびっ子クラブの開催	親と子どもが、遊びを通じて気軽に友達や仲間作りを行う場(1歳児以上)
保育ママ紹介事業	必要に応じて保育サービスを紹介
子ども育成事業	未就学児の親子が対象で、人形劇等の鑑賞

7 母子・父子・寡婦家庭の福祉

- 母子・父子家庭～配偶者のいない女子・男子と、現にその扶養を受けている児童(20歳未満)で構成されている家庭。
- 寡婦～配偶者のない女子であって、かつて母子家庭であったもの。
- 寡夫～配偶者のない男子であって、かつて父子家庭であったもの。



(1) 手当

項目	内容	問い合わせ
児童扶養手当	離婚・死別等で母子・父子家庭になった方や父親・母親が1年以上拘禁・行方不明、障害をもつ場合、または、父親又は母親が裁判所からのDV保護命令を受けた児童を監護・養育している方に対し支給されます。 支給対象は18歳到達後の最初の3月31日までの者(心身に障害があるときは20歳未満) 【支給額】 月額 児童1人 42,500円～10,030円 (平成30年4月1日現在) 第2子加算 10,040円～5,020円 第3子以降加算 6,020円～3,010円 ※所得制限があります。	福祉事務所子ども子育て支援係

母子福祉資金貸付金・ 父子福祉資金貸付金	母子家庭・父子家庭の経済自立と、その扶養している児童の就学、就業のための貸付を受けられます。	福祉事務所子ども子育て支援係
寡婦福祉資金貸付金	上記の母子福祉資金貸付金と同じ貸付金を受けられます。	福祉事務所子ども子育て支援係

(2) ひとり親家庭等医療給付事業

母子・父子家庭で、母・父が入院した場合と扶養している20歳未満の児童の入院・通院した場合の医療費が助成されます。※所得制限があります。

【助成内容】

- ・3歳未満の児童と市民税非課税世帯の医療費の自己負担分（初診時一部負担金を除く）は、市が負担します。
- ・上記以外の方は、医療費の1割が自己負担となります。
- ・医療費の月額上限が、入院57,600円、通院18,000円を超えた場合は、超えた分を高額医療費として市が支払いします。

【問い合わせ 市民生活課保険医療係】

(3) 税法上の軽減

寡婦・寡夫である場合は、表の額の控除を受けられます。

区分	死別・ 離婚	扶養親族等の有無	所得制限	控除額	
				所得税	住民税 (市道民税)
寡婦	離婚	扶養親族である子を有する	合計所得金額が 500万円以下	350,000円 (特別の寡婦)	300,000円 (特別の寡婦)
	死別 生死不明	扶養親族または生計を一にする 合計所得が38万円以下の子を有 する	所得制限なし	270,000円	260,000円
	死別 生死不明	扶養親族は要件になし	合計所得金額が 500万円以下	270,000円	260,000円
寡夫	離婚 死別 生死不明	生計を一にする合計所得が38万 円以下の子を有する	合計所得金額が 500万円以下	270,000円	260,000円

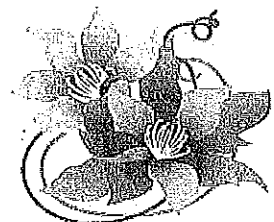
【問い合わせ 税務財政課市税係】

(4) 相談等

■母子・父子自立支援員

母子・父子・寡婦家庭のための身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行っているのが母子・父子自立支援員です。気軽にご相談ください。

【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】



8 シングルマザー安心サポート事業

高等職業訓練促進給付金を活用して修学する母子世帯の方が、安心して資格を取得して暮らすことができるように、通学費や家賃などを助成します。

<対象者>

高等職業訓練促進給付金の受給者である母子世帯の方で、市内に住所を有している方（転入者を含む）

※詳しくは三笠市の公式HPをご覧ください。

<助成内容>

就学準備金助成・・・上限5万円

通学費助成・・・実費相当額（商品券で交付）

引越費用助成（転入者に限る）・・・上限5万円

家賃助成（市営住宅に入居した場合に限る）・・・実費相当額



【問い合わせ】 政策推進課定住対策係
福祉事務所子ども子育て支援係
※希望する方は、事前にご相談下さい。

9 ひとり親家庭自立支援給付金事業

■自立支援教育訓練給付金事業

<対象者>

市内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、

- ①児童扶養手当の受給者又は同等水準にある方
- ②過去に当該給付金の支給を受けたことがない方
- ③当該教育訓練が適職につくために必要と認められる方

<対象講座>

雇用保険制度の教育訓練給付指定講座ほか（医療事務、介護職員初任者研修等）

※詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

<支給額>

受講料の6割相当額・・・上限20万円

※受講料が2万円を超えない場合支給対象外です。

※雇用保険法による一般教育訓練給付金受給者は差額分を支給します。

■高等職業訓練促進給付金事業

<対象者>

市内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、

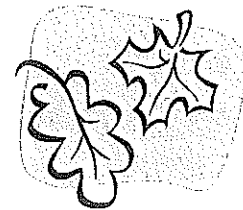
- ①児童扶養手当の受給者又は同等水準にある方
- ②過去に当該給付金の支給を受けたことがない方
- ③養成機関で1年以上修業し、資格の取得が見込まれる方
- ④就業または育児および修業の両立が困難と認められる方

<対象資格>

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士ほか

<支給額>

- ・市民税非課税世帯・・・月額10万円
- ・市民税課税世帯・・・月額7万500円



【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

※募集人数に限りがありますので、希望する方は事前にご相談ください。

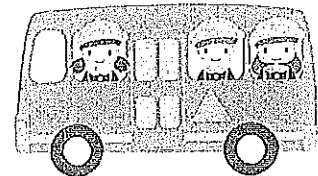
10 ガンバレ子育て応援事業

ガンバレ子育て応援事業の申請・お問い合わせ

- ・乳児用紙おむつ購入費用助成事業、保育所使用料助成事業に関することは、「福祉事務所子ども子育て支援係」
- ・幼稚園授業料助成事業に関することは、「学校教育課学校教育係」

■保育所使用料及び幼稚園授業料助成事業

保育所使用料及び幼稚園授業料（入園料を含む）を負担した方に対し、
家族の経済的負担軽減や転入及び定住促進を図ることを目的に
負担相当分（千円未満切捨）を商品券で交付します。



<対象者>

保育所（自由契約児童を除く）又は市内幼稚園（ただし、転入した場合は現在通っている幼稚園も可）
に通う児童の保護者の方で、

- ①市内に住所を有している方
- ②市税などを滞納していない方（同居者を含むすべての方）

<手続>

- ①申請書に記入・押印・家族同意のうえ、福祉事務所子ども子育て支援係（保育所使用料）もしくは教育委員会学校教育係（幼稚園授業料）に届けてください。
- ②審査のうえ交付決定し所定の日時・場所などを連絡しますので、指示に従って交付を受けてください。3か月分を限度に年4回（7月、10月、1月、4月）交付します。
- ③三笠市商工会の指定する店舗に商品券をお持ちいただき、商品と交換してください。

■乳児用紙おむつ購入費用助成事業

新しい市民の出生を祝福し、子育て家族の経済的負担の軽減や転入及び定住促進を図ることを目的に紙おむつ引換券を交付します。

<対象者>

- 0歳児の子どもの保護者の方で、
- ①市内に住所を有している方
 - ②市税などを滞納していない方（同居者を含むすべての方）

<手続>

- ①申請書に記入・押印・家族同意のうえ、福祉事務所子ども子育て支援係に届けてください。
なお、添付書類は、乳児の健康保険証の写しが必要です。
また、転入の場合は、前住地の納税証明書が必要です。
- ②審査のうえ交付決定し所定の日時・場所などを連絡しますので、指示に従って交付を受けてください。3か月分を限度に年4回（7月、10月、1月、4月）に交付します。
- ③市内の指定された薬局・店舗に引換券をお持ちいただき、引換券相当分の乳児用紙おむつ（布おむつでも可）に交換してください。

<交付相当額>

1か月当たり6,500円で出生月から満1歳の前月までの1年分です。
転入の場合はその月から満1歳の前月までの分を交付します。

